

認知症高齢者見守り支援事業

日常生活を営むのに支障がある認知症のある高齢者に対し、ご自宅での見守り、話し相手、散歩の付き添いなどを行います。

対象者

- ① 概ね65歳以上
- ② 認知症の症状を有している
- ③ 利用にあたって原則、身体介護を必要としない



内容

見守り、話し相手、散歩の付き添い等の外出支援
(原則、介護保険給付対象サービスである食事・トイレの身体介護や家事支援は行えません)

回数・時間

- 週4回、1週あたり最長4時間まで
- 平日の午前9時～午後5時

費用

- 1時間500円(生活保護世帯の方は利用料減免)
- 外出中にかかるヘルパーの交通費等実費

相談先

- 各地域の在宅介護・地域包括支援センター(裏面参照)
- 武蔵野市役所 高齢者支援課 ☎60-1846

利用イメージ



好きなことを活かす

手芸や塗り絵など、本人の好みや得意なことをヘルパーと一緒にいき、落ち着いた時間や意欲の向上につながります。

見守りや話し相手

ヘルパーがご自宅で見守りや話し相手(昔の話やアルバムを見ながらなど)となることで、安心した時間や、穏やかな時間が過ごせます。



散歩の付き添い

ヘルパーと一緒に散歩や喫茶店などへ出かけることで、気分転換や外出の機会が増えます。ケーキを食べたり会話を楽しんだりする時間を持つことで、安心して過ごせるようになります。



ご本人の「好きなこと」「できること」を活かしながら、一対一で無理のない外出や活動を支援します。ご家族も安心して過ごせる時間につながります。

Q&A

Q1 介護保険の認定を受けていなくても利用できますか？

A はい、利用できます。
認知症の症状があると認められた場合は利用できます。

Q2 家族と同居していても利用できますか？

A はい、利用できます。

Q3 外出の範囲は決められていますか？

A 週4時間以内であれば、行き先に特別な制限はありません。
バスを利用した外出や、近隣の市区への外出例もあります。

Q4 食事の介助やトイレ介助、買い物の付き添いなどはできますか？

A 日常的な身体介護は行っていません。なお、サービス利用にやむを得ず必要となった場合には、対応を行うことがあります。身体介護が必要な場合は、在宅介護・地域包括支援センターへご相談ください。

Q5 どんなヘルパーさんに来てもらえるのですか？

A 介護職員初任者研修を修了し、市が定めた認知症に関する研修を受けたヘルパーです。

Q6 ヘルパーさんの交通費などはどうなりますか？

A 外出中にかかる交通費や食事代などの実費（ヘルパー分を含む）は、利用者負担となります。

毎週、ヘルパーさんが来るのを楽しみにしています。話し相手になってくれてうれしいです。



利用者の
声



地域の相談窓口

施設名	担当地域	住所・電話番号
ゆとりえ 在宅介護・地域包括支援センター	吉祥寺東町・吉祥寺南町・ 御殿山1丁目	吉祥寺南町4-25-5 ☎72-0313
吉祥寺本町 在宅介護・地域包括支援センター	吉祥寺本町・御殿山2丁目	吉祥寺本町4-20-13 ☎23-1213
高齢者総合センター 在宅介護・地域包括支援センター	中町・西久保・緑町・ 八幡町	緑町2-4-1 ☎51-1974
吉祥寺ナーシングホーム 在宅介護・地域包括支援センター	吉祥寺北町	吉祥寺北町2-9-2 ☎20-0847
桜堤ケアハウス 在宅介護・地域包括支援センター	関前・境・桜堤	桜堤1-9-9 ☎36-5133
武蔵野赤十字 在宅介護・地域包括支援センター	境南町	境南町1-26-1 ☎32-3155

ご相談は、各在宅介護・地域包括支援センターまで